

私的利用と著作権

日本複製権センター第13回著作権セミナー

平成30年7月3日 有楽町ホール

私的利用の正当性根拠

- 「私的使用」という制度で共通するものと異なるもの
- 歴史的には、印刷特権としての権利(機械的複製権)に対する私的利用
- 機械(器械)的印刷に対して 利用の軽微性
- 市場の失敗 取引費用 > 著作物の価値
- デジタルネットワーク技術の進展 CD DVD HDD Winny Share等
 - ①自動複製機器を用いた複製 文書又は図画の複製に供するものを除く
 - ②技術的保護手段の回避を行うことで可能となった複製
 - ③違法にアップロードされたものを受信して行う録音録画
- 強行法規 任意法規 オーバーライドの可否
- 英国 ドイツ 日本の私的利用を取り上げる理由

2001年 情報社会著作権指令 2001/29/EG

- リサイタル35 例外または制限についての一定の場合、保護された著作物の利用について、権利者は適切に補償されるために相当な補償金を受ける。相当な補償金の方式、内容及びその額を決定する際、それぞれの場合の特別な事情が考慮される。この特別な事情を考慮する場合、当該行為から権利者に生ずる損害は考慮されるべき基準となる。権利者が別の形式で既に支払いを受けている場合、例えばライセンス料の一部として支払いを受けている場合には、格別の支払いを受けることはできない。相当な補償金の額の確定に際しては、技術的保護手段の設定の程度が考慮される。権利者に微細な(*be minimal, geringfügiger Nachteil*)不利益しか生じない特別な場合には、補償金の支払い義務は生じないものとする事ができる。



- 5条 例外と制限 2項 加盟国は、第2条に規定する複製権に対して、次の場合に例外または制限を定めることができる。
- (b) 自然人による私的利用のためのものであり、直接的にも間接的にも商業的でない目的のために、権利者が関係する著作物に対して相当な補償金を受けられることを条件とした任意の媒体での複製について この場合、第6条所定の技術的手段の設定の有無が考慮される

私的利用の比較法的検討 ドイツ

- 複製主体 私的利用する自然人(1項)
- 他人による複製 無償の場合か、コピー機その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の媒体に行われる場合
- 「私的使用」の範囲 複製が許される者と人的な結合関係で結合している者(家族・友人)(Kohler; Möhring/Nicolini/Decker; Wandtke/Bullinger/Lüft他)
- オリジナルの範囲 明らかに違法に作成され又は公に提供された原本を除く 他人の著作物の複製物からもOK
- 量的要件 「 Einzelne(少量の)」複製物の製作のみ BGH 7部を越えないこと
- 質的要件 プログラム及びデータベースの著作物 楽譜 書籍又は雑誌の実質的完全複製
- 特則

私的利用の比較法的検討 英国

- 2001年 情報社会著作権指令2001/29/EG
- CRAレポート 英国とアイルランド マルタ・キプロス・ルクセンブルクを除く21の加盟国には、私的利用に補償金制度
- 2010年 Hargreavesレポート 官僚的であり、イノベーションに貢献しない
- 「WHO IS LIKELY TO LOSE AND WHAT ARE THE RISKS」
- 英国政府案 私的利用の例外を補償スキームなしに立案
- 2014年3月 最新市場影響調査
- 2014年改正著作権法28条B
- QBDグリーン第1次判決(19 JUNE 2015)
- QBDグリーン第2次判決(17 JULY 2015)

私的利用の比較法的検討 英国

- 複製主体 オリジナル著作物の**保有者**であること
- 他人による複製 認められない
- 「私的使用」の範囲 ①個人により作成されること ②**当該個人の私的使用の目的であること** ③商業的な目的でないこと
- オリジナルの範囲 期限の定めなく私的使用者が保有できる著作物であること 権利制限規定の下で作成されたり、他人から借りたものやダウンロードしたものは、individual's own copyとは認められない
- 量的要件 質的要件 明定されていないが・・・
- 特則1 私的利用複製物あるいはオリジナルの譲渡の禁止
- 特則2 オーバライド可 但し執行は不能

私的利用の比較法的検討 日本

- 複製主体 その使用する者が
- 「私的使用」の範囲 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲
- オリジナルの範囲 1項2号及び3号所定のオリジナルを除き、違法複製物であろうと、他人の所有するものでであろうと問わない
- 量的要件 規定なし 10部程度を限度に
- 質的要件 あらゆる著作物
- 特則1 目的外利用としての複製物の頒布及び公衆への提示
- 特則2 オリジナルの譲渡

私的利用と私的録音録画補償金制度

- ドイツ アナログ・デジタルの複製 法定(54d条)
 - ▶ 団体間協議へ
- 権利管理団体は、補償金支払い義務を負う者の団体と包括契約で補償金の支払いにかかる契約を締結する義務を負う(著作権管理法12条)。権利管理団体は(関係団体との間で協議を経て)報酬額を決定しなければならない(著作権管理法13a条)
- 英国 私的複製による権利者への損害の発生を極力解消して、補償金制度を設けない選択
 - ▶ 情報化社会著作権指令に違反判決
- 日本 デジタルの録音録画
 - 三極化された固定的利益状態による悲劇
 - 平成24年11月8日東芝録画機器最高裁判決 私的録画補償金管理協会解散
 - 平成30年2月 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会審議経過報告

私的録音録画補償金制度を巡る問題

- コピーコントロールと情報アクセスの自由
 - ドイツ著作権法95条b
 - 英国著作権法296条のZEA
 - 日本著作権法対応規定なし
-
- プライシング・インと補償金制度
 - Prof. Stan Liebowitz 間接的充当可能性(indirect appropriability)の理論の前提

おわりに

- ドイツ 英国 日本の各制度に共通する理解
- 権利者の正当な利益を(不当に)害する
- 人格的自律に不可欠な情報に関連する外縁的情報
- 現行30条の再評価